監　事　の　意　見　書

農業保険法第53条第１項の規定により令和８年５月８日理事より提出された令和７年度事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案及び不足金処理案の各事項の調査を遂げその正確適正なることを認めます。

令和８年６月11日

埼玉県農業共済組合
代表監事　　堀　越　一　男
監　　事　　荒　川　光　明
監　　事　　今　井　一　男